

第1回今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会議事録

日時：平成19年(2007)年2月2日(金) 10:00~12:00

場所：厚生労働省共用第6会議室(2階)

出席者：委員 柏女座長、奥山委員、榊原委員、庄司委員、西澤委員、松風委員、山縣委員
厚生労働省 香取総務課長、藤井家庭福祉課長、佐藤家庭福祉課児童福祉専門官

議事：1. 委員各位の紹介
2. 事務局からの挨拶
3. 検討課題(案)について
4. その他

配布資料：資料1 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について
資料2 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」検討課題(案)
資料3 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」検討スケジュール(案)
資料4 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」ヒアリング候補(案)
資料5 社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書(平成15年10月)を踏まえた施策の措置状況
資料6 社会的養護の概要と実施状況等
参考資料：「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」

鈴木家庭福祉課係長

まだ1名遅れている委員がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今から第1回「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中お集まりいただき厚く御礼申し上げます。

はじめに、本検討会の開催に当たりまして家庭福祉課長からごあいさつ申し上げます。

藤井家庭福祉課長

おはようございます。委員の皆さま方におかれましては、本当にお忙しいところ本検討会の委員を大変快くお引き受けいただきまして、改めて御礼申し上げます。この児童の社会的養護体制でございますけれども、私ども家庭福祉課で、平素この仕事に携わっていて、厚生労働省のいろいろな仕事の中でも、マスコミに登場することもさほど多くありませんし、社会的な関心といったものが今ひとつ高まっていかないもどかしさのようなものを日々感じているというのは正直な実感です。

しかしながら、本日お集まりの委員の方々には十分過ぎるくらいおわかりいただいている通り、子どもの社会的養護と申しますのは、まさにわが国社会の次世代を担う子どもたち、それも虐待等で大変重い課題を抱えてしまった子どもたちを、どのように回復させていき、社会全体としてどのように育てていくかです。いわゆる少子化対策の中でも、あるいは福祉施策全体の中でも、私は最も大事な、最も重要なテーマの一つではないかと日々考えているところでございます。ま

してや近年虐待が増加していて、この社会的養護の対象となる、いわゆる要保護児童の数自体も増加していますし、またニーズの質という面から見ても、大きく多様化・複雑化してきています。例えば児童養護施設の入所児童を見ますと、歴史的には孤児院から出発しているのですけれども、今や9割が親のいる子どもとなっています。また入所児童は入所する時点で虐待が何らかの背景にあるという子どもが6割です。そのような状況で、ニーズの質の変化が従来の孤児院的な発想ではとても対応できないような大変難しい局面に入ってきています。

そのような状況にある子どもの社会的養護ですけれども、私ども家庭福祉課においては、前回、平成15年に専門委員会を設置して検討させていただきました。それから既に3年が経過していますし、3年間の状況の変化、あるいは当然のことですけれども3年前の議論の成果も十分踏まえながら、改めて今回、子どもの社会的養護のあるべき姿、あるいはその拡充に向けた具体策について、まとめていただければありがたいという思いで、この検討会を設置させていただきました。

折しも、政府全体のレベルにおいても「子どもと家族を応援する日本重点戦略」をつくろうということで、これは本格的に少子化に対応するという意味で「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」というのが設置されることになっています。これは官房長官が議長で、関係閣僚と有識者等で構成されるものですが、この中に四つの分科会が設置されることになっています。その中の「地域・家族の再生分科会」の中では、子どもの社会的養護、要保護児童支援ということで、やはり議論をされることになっています。もとより、

この検討会が戦略会議と直接つながりがあるというわけではありませんけれども、私どもとしては、本検討会の議論が政府レベルの議論にも何がしか影響を与えるといいですか、インプットしていけるような格好になればとも思っています。委員の皆さま方には、ぜひ忌憚のない率直なご議論をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木家庭福祉課係長

それでは、議事に入る前に、まず委員の皆さま方のご紹介をさせていただきたいと思います。恐縮でございますが、委員の皆さま方より自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、奥山委員から、時計回りとは逆をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

奥山委員

国立成育医療センターこころの診療部におります奥山と申します。よろしくお願い致します。私も、いろいろな虐待の問題や施設にいる子どものかかわりなどで、社会的養護にはかなり興味を持っていますので、少しでも皆さまと良いコミュニケーションが取れたらと思います。よろしくお願い致します。

榊原委員

読売新聞の榊原と申します。生活情報部という暮らし・家庭のテーマを取り上げている部署で記者をしています。9年前に、働きながら出産・子育てを経験し、いかに産みにくい・育てにくい社会かということを実感し、なぜこうなっているのかということ自分の取材の中でもさまざまな形で取り上げてきたという経緯があります。子どもの養護の問題については、ほとんど素人ですが、広く子どもを社会全体で育てていくようなシステムが日本では本当に遅れているということは実感していて、こうした議論に参加させていただけることを光栄に思っています。どうぞよろしくお願い致します。

柏女委員

おはようございます。淑徳大学の柏女と申します。私自身は保育や社会的養護・障害・非行といった子ども家庭福祉の問題の一番基盤にある、サービス供給体制の研究をずっと続けています。

とは言いましても、社会的養護の問題は、学生時代のボランティアが振り出しでしたので、児童養護施設の就職試験を受けたことも覚えていますが、そういう意味では、一番私の原風景のところにかかわらせていただくことを幸いに思っています。どうぞよろしくお願い致します。

庄司委員

青山学院大学文学部の庄司と申します。大学では教育学科に属しておりますが、もともとの出身は心理学で、主にやったのは赤ちゃんのことで、そこから乳児院とかかわって、今、里親もやっています。そういう里親・乳児院・児童養護施設等の社会的養護については、今本当にもう危機的な状況にあると思います。何とかこの機会に良い方向へ進める道が見えてくるといいと思います。よろしくお願い致します。

松風委員

大阪府児童家庭室家庭支援課長の松風でございます。よろしくお願い致します。私はソーシャルワーカーで大阪府に入庁して、昨年度まで児童相談所の所長をしていました。今年から児童家庭室の児童相談および児童養護施設等入所施設の管理運営担当、そして母子のさまざまな施策の担当をしています。

大阪府においても、ご承知のように非常に児童虐待の発生が多く、初期対応に力を注いで参りましたが、児童養護施設の入所状況は常に一杯の状況が生まれております。今後、入所した子どもたちの健全育成や社会的自立に向けてどういう支援をしていくのか、いわゆる地方自治体として、権利擁護も含めてどう対応していくのかということに、今、悩みなりまたはさまざまな検討を進めているところです。今回この会議に出席させていただいて、さまざまな情報やお考えをいただけますことを非常にありがたく思っています。どうぞよろしくお願い致します。

山縣委員

おはようございます。大阪市立大学の山縣と申します。私は、大学時代から児童養護問題に興味を持っていて、そのころは養護施設等を出た子どもたちの自立といいますか、社会的な生活をどうつくっていくのかということに興味を持って勉強していました。その後、児童養護施設に就職して、4年半という短い期間でしたけれども仕事をさせていただき、継続的に養護問題に興味を持っています。その後は、養護問題の中でも特に施設のあり方を少し見直さないといけないのではないかと、小規模化や地域化などに関心を持って、この領域では仕事をさせていただいています。数年前から、縁がありまして、委員の何人かにも会員になっていただいていますけれども、「日本子ども家庭福祉学会」の会長などもやらせていただいています。この領域の充実を会員ともども願っています。最近、とりわけ予防的な視点も必要ではないかということで、養護問題から、さらにもう少し原点に帰った子育て支援というところでも仕事をさせていただいています。勉強させていただきます。よろしくお願い致します。

鈴木家庭福祉課係長

なお、西澤委員は少し遅れる予定です。また、吉田委員は本日欠席とのご連絡をいただいています。

続きまして、事務局の出席者の自己紹介をお願いします。

香取総務課長

雇用均等・児童家庭局の総務課長で香取と申します。よろしく申し上げます。私は厚生労働省に入って今年で27年になりますけれども、医療保険や高齢者の行政担当が長くて、子どもの行政担当は、今やっている仕事を含めて5年ぐらいということになります。介護・老人の分野、あるいは障害の分野でいろいろな形で大きな改革が行われて、社会の変化や国民の認識の変化に対応したさまざまな制度改革が行われ、施設のあり方やサービスのやり方も大きく変わってきています。そういう中で、特に養護を必要とする子どもたちの分野の行政、あるいはサービスのあり方、いろいろなケアの形というものが、そういう意味で必ずしも十分に議論され改革が行われてきたと果たして言えるのだろうかという問題に、非常に関心を持っています。

先ほど、家庭福祉課長からお話し申し上げましたが、実はこの検討会を立ち上げるに当たっては、単に個々のさまざまな問題にどう取り組むかということではなくて、もう少し大きく、制度全体あるいは施設のあり方全体、あるいは人材のあり方、さまざまな形の自治体の関与のあり方、そういった少し大きいシステムとしてどう考えるかということも含めた議論をぜひやる必要があるのではないかとということで、今回こういった形で委員の先生方をお願いしたということです。

先ほど家庭福祉課長が申し上げましたように、政府全体としても少子化対策の新しい戦略を立ち上げることになっていますけれども、実はその中でも、「すべての子ども、すべての家庭を支える」という一つの考え方がありまして、この考え方には虐待を受けた子どもであっても、あるいはさまざまな社会的な困難を受けた子どもであっても、等しくこの国に生まれた子どもとして支えるというメッセージがあると私もは理解しています。その意味で、この検討会での議論を何らかの形でそういった政府全体の検討にも反映させていくということで真剣に議論していきたいと考えています。ぜひ委員の先生方によりしくご指導いただければと思っています。以上です。

藤井家庭福祉課長

改めまして、家庭福祉課長の藤井です。私の思いは先ほど申し上げた通りですので、繰り返しません。冒頭から委員の先生方を持ち上げるつもりはありませんけれども、このテーマを議論していただくに当たって、

およそ今現在私が考え得る最高のメンバーにお集まりいただいたという気持ちでありますので、ぜひともよろしく願いいたします。

佐藤児童福祉専門官

家庭福祉課の佐藤と申します。よろしく申し上げます。私は事務局の方を担当させていただきます。委員の先生方には大変お忙しい中で、タイトな日程でございますけれども、さまざまなことをお願いすることになると思います。よろしく願いいたします。

鈴木家庭福祉課係長

ただ今、西澤委員が到着されました。一人一人自己紹介をしていますので、恐れ入りますが、簡単に自己紹介をお願いします。

西澤委員

大阪大学の西澤です。飛行機で来た関係で遅れてしまい申し訳ありませんでした。もう一つお詫びですが、私はアメリカの国際学会から帰ってきたばかりで、まだ時差ボケが抜けなくて、ここに来る前に一度家に寄って服を着替えられるはずだったのですけれど、そうではないことが先ほど判明して、このような格好で来てしまいました。ここに来るよりは渋谷で踊っているという状況であることを、誠に申し訳なく思います。

私は、半分以上は社会福祉に足を突っ込んでいると思いますが、一応臨床心理という領域で、今まで20数年間、虐待を受けた子どもたちの主に社会的養育ということに携わってきました。その中でいろいろな忸怩たる思いもあり、あるいは自分の夢もあり、そういったものを少しでもこの委員会に私なりに提供できればよいと思って、この重職を引き受けさせていただいた次第です。よろしく願いいたします。

鈴木家庭福祉課係長

それでは、議事に移りたいと思います。まず、座長の選任についてですが、事前に各委員ともご相談の上、柏女委員に座長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、柏女委員に座長をお願いすることになりましたので、柏女委員には以降の議事運営をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、座長席への移動をお願いします。

柏女座長

この検討会の座長を務めさせていただくことになりました。先ほど藤井家庭福祉課長の方からありましたように、私を除いては、この日本の中では第一級のメンバーの集まりということだろうと思いますので、それをどのように運営していけるのか甚だ心もとない気

がしますけれども、皆さまのご協力をいただいて対応して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。先ほど藤井家庭福祉課長あるいは香取総務課長から話があったように、この委員会の名称が「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」ということで、一体何をやるのだらうと思っていましたが、大きく二つの点で、私たちにこれをやれというご教示があったと思います。一つは、先ほど香取総務課長から話があった、いわば制度・施策のあり方や専門職のあり方など、システム全体を捉えたマクロな、文字通り構想ということが1点。それからもう1点は、藤井家庭福祉課長が言われた、平成15年の「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の報告を踏まえて、3年を経てどういう方向へ持っていけばよいか。あるいは具体策を検討してほしいという、いわば近未来のことと将来構想の二つを念頭に置かなければならないような感じがして、責任の重さを感じています。

それでは、まず今日は1回目ということですから、事務局の方から、この検討会の設置の趣旨や検討項目などについて、より詳しくご説明を賜りたいと思います。それではよろしくお願いたします。

鈴木家庭福祉課係長

先に資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順番に「議事次第」、それから「配布資料一覧」として、資料1「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について、資料2「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」検討課題(案)、資料3「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」検討スケジュール(案)、資料4「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」ヒアリング候補(案)、資料5 社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書(平成15年10月)を踏まえた施策の措置状況、資料6 社会的養護の概要と実施状況等、それと資料6の最後の方に参考資料として「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」参考資料となっています。

お手元に資料がない場合はお知らせください。事務局よりお渡しします。なお、参考資料については「各種通知、報告書など」となっていて量的にもかなりのボリュームがありますので、委員の方のみに配布させていただいておりますことをご了承願います。資料の確認は以上です。

柏女座長

それでは、事務局の方から、この検討会の設置の趣旨・検討項目案について、少し詳しくご説明をお願い

できればと思います。

藤井家庭福祉課長

それでは、資料1、資料2、資料3について説明をさせていただきます。はじめに資料1「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置についてです。ここでは非常に漠としたことしか書いていませんが、設置の目的としては「被虐待児の増加等による、要保護児童の増加と入所児童のニーズの多様化・複雑化を踏まえ、今後目指すべき児童の社会的養護体制について検討するため、本検討会を設置する」ということです。虐待防止や子育て支援の方まで議論は広がっていくとは思いますが、そういった施策全体の整合性や連携のあり方のようなことも課題としては当然考える必要があるとは思いますが、基本的には本検討会あくまでも社会的養護の体制を中心にご検討いただければありがたいと思っています。スパンについては、先ほど柏女座長からございましたように、システム全体の将来構想という意味での全体像ということと、それから、柏女座長は近未来とおっしゃいましたが、当面どのような具体的な拡充策が考えられるかといった具体論との双方を視野に入れてご議論いただければありがたいと思う次第です。

それから、2番目に「構成等」とあります。「検討会の構成員は別紙のとおりとする」ということで、次のページに委員名簿を付けています。それから「検討会に座長を置く」「検討会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する」。

「主な検討課題」は、そこにある通りですが、こちらは資料2の方でご説明したいと思います。

その資料2をいったん飛ばして、先に資料3の検討スケジュール(案)をご覧いただければと思います。これはあくまでも予定ですので、当然のことですが議論の進み具合によって、そのつど座長なり委員の皆さま方と相談をさせていただきたいと思います。

とりあえず私どもの現時点での心積もりとしては、本日は1回目でございますので、事務局の提出資料の説明をさせていただいて、フリートーキング。あるいは、本日は委員にそれぞれペーパーをご用意いただいておりますので、そちらの方で委員のご意見をお話いただくということになっております。

第2回は2月9日、来週の金曜日にすでに日程をセットさせていただいております。「論点整理」と書いていますが、後ほどご説明申し上げます資料2の検討課題(案)は、とりあえず事務局で整理してみたものですが、これに加除訂正をいただいて固めていただくというようなことが、まず一つ必要かと思っております。その上で、そこに「基本的方向」と書いていますが、総論としての基本的方向のようなことをご議論いただくところから始めていただきたいと思います。

それから、3回目、4回目、5回目と、3回ほどヒアリングという形で関係団体や関係者においでいただきまして、お話をお伺いし、討論するような機会があればいいと思っています。対象者につきましては、本日最後のところでご相談をさせていただければと思います。そういったヒアリング等も踏まえて4月、5月とご議論をいただくことにしたいと思っていますが、先ほどの政府レベルの戦略会議のスケジュールもあります。あちらが6月に中間的な取りまとめをすると聞いていますので、とりあえず5月ごろを目途に、基本的方向等につきまして、何がしかの中間的なまとめをいただければありがたいと思います。少し忙しいというか、十分な時間がないとご批判があるかもしれませんが、とりあえずその辺りをめどにお願いできればありがたいと思っています。その後、夏から最終取りまとめに向けた議論を続けていただき、10月ごろ、秋に何がしかの最終取りまとめをいただければありがたいと、このようなスケジュールです。最初に申し上げましたように、あくまで今の事務局としての心積もりですので、そのつど議論の進み具合も見まして、相談をさせていただければと思います。

それでは資料2に戻りまして、この検討会の検討課題(案)ということで、これもとりあえず、事務局の方でいわば勝手に、私どもの頭の中にあるものを並べております。ざっとご説明をさせていただきます。

まず1番、これは総論として「今後の社会的養護の基本的方向」ということで、わが国の社会としての「社会的養護の必要性」、「社会的養護の目指すもの」、どういうところを目指していくのか。「社会的養護体制拡充の方向」、拡充の方向として、これまでも例えば家庭的養護の拡充、あるいは施設の小規模化、そういったコンセプトが打ち出されてきておりますけれども、そういったものを含めて、ここで改めて整理をしていただければと思います。

それから二つ目に「要保護児童の増加に対応した社会的養護体制の拡充方策」とあります。いわば量的な側面での整備につきまして項目だてをしています。まずは「要保護児童の将来予測」とありますが、そもそもそういったことが可能なのか、可能だとすればどのようにしていけばいいのかということです。それから「将来予測を踏まえた社会的養護体制の整備のあり方」とあります。どのような手法で整備を進めているのか。仮にニーズが増えていくとしたときに、どのようなタイプの養護といえますか、里親なのか、あるいは施設でもどんな施設なのか、そういったことをご検討・ご議論いただければありがたいと思います。

それから3番目です。これは虐待等による「養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた、社会的養護の質の向上に向けた具体的施策」ということです。幾つか具体的な項目、事務局の方で思いつくものを掲げていま

す。まず「(1)家庭的養護の拡充」でして、これも細目を幾つか書いていますが、例えば「里親制度の拡充方策」。里親制度につきましては、ご案内のように子ども・子育て応援プランの中で、平成21年度に要保護児童全体の15%という結構チャレンジングな目標を掲げていますが、これをどうやって達成していくのかという少し短いスパンの議論も含めまして、今後どのように拡充をしていけばいいのかご議論をいただければと思います。「・普及、啓発の具体策」ですとか、あるいは手当ても含めてかもしませんが、「・里親支援の具体策」等々につきまして、ご意見いただければありがたいと思います。

それから「グループホームのあり方」と書いています。グループホームという言い方がいいのかどうかということも、もしかしたら議論の対象かもしませんが、ここでは普段一般的に使われているような言葉を用いています。特に里親がやっている里親ファミリーホームなるものの制度化ですとか、あるいは支援の拡充の要望を以前からいただいているところです。そういったものも含めて、子どもの社会的養護の世界の中でこういったグループホームといいますが、小規模なケア形態といったようなものが、どのような法的な位置付けにすればいいのか、あるいはどのような支援が可能なのかといったようなことを、ご議論・ご意見いただければありがたいと思う次第です。

それから次は「家庭的養護の拡充」の中にも入っていますが、「施設におけるケア形態の小規模化の推進方策等」としてしています。これまでも私どもも措置費の加算の方で、地域小規模施設ですとか、あるいは小規模グループケアを進めてきましたが、そういった方向にどんな課題があって、どうすればそれをクリアして拡大していけるのか。あるいはもっと別の方向転換が必要なのか、そういったことをご議論いただければありがたいと思います。

それから、「(2)家庭支援の拡充・強化」です。家庭の支援、あるいは親指導の重要性といったものが、しばしば指摘されるわけですが、どのようなあり方が必要なのか。あるいは施設の中でそれを担う役割を、少なくとも現時点では与えられている家庭支援専門相談員、ファミリーソーシャルワーカーのあり方。あるいは施設退所後のアフターケアのあり方、こういったところをご議論いただければありがたいと思います。

それから三つ目、「社会的養護に関する地域ネットワークの構築」としてしています。「地域における児相、施設、児童家庭支援センター等の役割分担」、「地域における各主体の連携のあり方」とありますが、当然都道府県そのもの、あるいは市町村も含めて、個々の子どもを見たとき、継続的あるいは包括的なマネジメントをして、どの主体がどんな支援をすればいいのか、そう

いった役割分担の議論、各主体の連携の議論をお願いできればと思います。「学校等関連分野との連携のあり方」なども議論の対象になってくるのかと思っています。

ページをめくっていただきまして、「(4)施設機能の拡充」とあります。先ほどの小規模化そのものも当然こちらの方にも入ってくる議論かと思えますけれども、そこに書いていますのは、まず虐待等で心理的な治療を要する子どもが増えているのではないかという現状がありますので、「治療機能等専門的な支援機能のあり方」といったようなことが、一つ大きな課題と思っています。また「小規模化されたケア形態」、先ほどグループホームとありましたが、また施設そのものの地域小規模施設等、あるいは里親、こういった小規模化された形態に対する支援につきまして、どういった主体がどんな支援をしていけばいいのか、そのあたりのあり方。それから「在宅支援機能等地域の拠点としての機能のあり方」というものも掲げています。「施設におけるパーマネンシーケアのあり方等」と書いていますが、乳児院と養護施設の年齢要件を柔軟に、前回の児童福祉法改正のときにやりましたが、そういったことがうまくいっているのか、あるいはもっと他の切り口があるのか等々、ご議論いただければと思います。

「(5)人材の確保と資質の向上」です。「施設職員の確保方策」、「専門性の確保方策等」と記しています。(4)までのところで、制度的にはさまざまな方策があるにせよ、そこにはまっぴい人材の確保、あるいは専門性の確保ができていませんと、まさに絵に描いた餅にしかありませんので、この辺りもぜひともご意見をいただければありがたいと思います。

「(6)科学的根拠に基づくケアモデルの構築について」とあります。「ケアモデル構築のための研究体制等」、どんな体制で、どんなやり方で研究等を行っていかばよいか。ケアモデルそのもののあり方は、ここで検討していますと、とても時間が足りませんので、むしろどんな体制でやっていけばいいのかご議論いただければと思います。

「(7)自立支援」とあります。「自立援助ホームの拡充等年長の子ども自立支援のあり方等」です。自立援助ホームにつきまして、子ども・子育て応援プランで目標値が定められています。その拡充のあり方とか、あるいは委員のペーパーにもありましたが、18歳以上の対象者をどうするかとか、そういった議論もあるかと思っています。それから8番目は「その他」です。

大きな4番目「児童の権利擁護の強化に向けた具体的な施策」です。「第三者評価のあり方等」とありますけれども、近年、残念ながら性的虐待も含めて施設内虐待が絶えない中で、そこを何とかするために、どういった具体的な施策が考えられるかというところを特にご議論いただければありがたいと思います。以上です。

柏女座長

はい、ありがとうございます。それでは続きまして参考資料について、事務局からご説明をいただけますか。

佐藤専門官

それでは資料5、資料6を、少し時間をいただいて説明させていただきます。まず資料5です。これは「社会保障審議会児童部会『社会的養護のあり方に関する専門委員会』報告書(平成15年10月)を踏まえた施策の措置状況」ということです。今回の検討会は、平成15年5月に設置されました「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の報告書、これを踏まえまして、今回の委員会も位置付けられているのかと思います。当時の委員としまして、今日お見えになっています庄司委員、奥山委員からも、さまざまなご意見・ご提言をいただいたところですが、この資料につきましては報告書の意見・提言などから取り組み課題をピックアップし、その後の措置状況についてまとめさせていただいたものです。

まずは「1. 社会的養護のあり方について」です。黒ポチの一つ目になりますけれども、意見としては「社会的養護は、子育て支援の一翼を担うものとして積極的に位置付けていくべきである」。これについては、平成16年の12月に策定されました「子ども・子育て応援プラン」に数値目標を設定させていただいた。具体的には里親あるいは施設の小規模化等の具体的な内容、あるいは数値を設定したということです。

その次は黒ポチの三つ目になりますけれども、「安全な生活を保障するだけでなく、子どもの治療やケアの機能を充実させていくことが必要である」。これについては右側に書いてあります通り、施設の小規模化等のハード・ソフト、整備の予算措置に加え、心のケアを担う心理療法担当職員、あるいは個別ケアを充実させるための個別対応職員の配置等の予算措置を講じております。

続きまして2ページ、黒ポチの二つ目になりますけれども、「これからの社会的養護は、基本的に施設養護からより家庭的な養護に移行していくことが必要である」という意見がまとめられました。これについても「子ども・子育て応援プラン」におきまして「里親の拡充」ということで、平成21年度までにこれを15%までに引き上げることを目標として掲げています。

黒ポチの五つ目になります。「子どものケアだけでなく、『親』を含めた子どもと家族へのケアが重要である」というご意見がまとめられています。これにつきましては家族療法事業、これは情緒障害児短期治療施設で行っていましたが、他の児童福祉施設についても家族療法事業を行うこととされています。またいわゆるフ

ファミリーソーシャルワーカーの予算措置も行われたところと
 ころです。

続きまして3ページです。「今後の課題」というところ
 ですけども、黒ポチの上から三つ目になります。「今後、子育て支援について施策の具体的目標を設定
 する場合には、社会的養護についても目標設定の対象
 とすることを検討すべきである。先ほども申し上げま
 した通り、「子ども・子育て応援プラン」に数値目標が
 設定されたということです。

続きまして2番の「家庭的養護のあり方について」
 です。4ページ、黒ポチの三つ目になりますが、「里親
 の普及・活用に向け、自治体と児童福祉施設がより積
 極的な役割を果たすべきである。また、児童相談所
 における里親に対する相談援助も充実すべきである」と
 の意見がまとめられています。これについても右側を
 見ていただきたいのですが、「里親研修事業」あるいは
 「里親相互交流事業」、それから「里親養育相談事業」
 等の里親支援事業、これが都道府県等によって実施さ
 れているということです。

1番下の黒ポチになります。「里親の最低基準が制定
 されたことに合わせ、受託した子どもに関する親権の
 一部代行など里親の権利や役割を明確にすべきであ
 る」との提言がありました。これにつきましては平成
 16年の児童福祉法の改正により、「里親の監護・教育・
 懲戒に関する権限を明確化」し、法的な位置付けを行
 ったということです。

5ページ目、「今後の課題」というところと
 ころです。里親に関する今後の課題ということで、1番下のところに
 「福祉専門職的な性格を有する里親の育成についても
 検討が必要である」というような提言がありました。
 これについては平成14年度ですけども、里親の大
 幅な改正が行われまして、専門里親制度を創設してい
 ますが、この拡充を図っているということです。

6ページです。「3.施設養護のあり方について」の
 下から三つ目の黒ポチのところを見ていただきたいの
 ですが、「一人ひとりの子どもが必要とするケアの内容
 は異なっており、措置費については、全ての施設に一
 律に支払う方法から、個々の施設で生活する子どもの
 状況に応じて対応すべき」とであるということですが、
 右側に書いてありますように、個別対応職員あるいは
 心理療法担当職員、家庭支援専門相談員の配置につ
 いては加配という形で予算措置を行ってきたというこ
 とです。

それから1番下になりますけれども「児童福祉施設
 には、子どもを取り巻く家庭や地域との調整など、自
 らがケースワークを進めるために家庭支援専門相談員
 (ファミリーソーシャルワーカー)を配置すべきであ
 る。子ども家庭に関するソーシャルワークは児童相談
 所が担ってきたわけですけども、施設もこれを担う
 べきである」ということで、家庭支援専門相談員、これ

は乳児院が平成11年度から配置しておりますけれど
 も、全種別の施設で家庭支援専門相談員を配置したと
 いうことです。

それから7ページ、上から四つ目の黒ポチになりま
 すけども、「子どもの年齢等の要件により一律に措置が
 変更される制度は養育上問題が多く、措置変更の時期は、
 特に乳幼児については柔軟に対応すべきである」との
 意見がまとめられています。これについても平成16
 年度の児童福祉法の改正で、乳児院と児童養護施設
 の入所年齢要件の見直しを行っております。乳児院に
 ついては、就学前まで条件付で可能である。それから
 児童養護施設については乳児についても、条件付きで
 受入れ可能であるというような法改正が行われていま
 す。

8ページ、一番下になりますが「4.家族関係調整及
 び地域支援について」ということで、幾つかの提言が
 されています。その中で「子どもに対する支援を考
 える際には、併せて家族に対する生活支援や精神的な
 支援を考慮することが必要である。あるいは施設を退
 所した子ども、あるいは家庭に対しての支援が必要
 である」ということが出されておりますが、これにつ
 いても先ほどお話ししたような家庭支援専門相談員
 の配置、家族療法事業の実施というような措置が講
 じられているところと
 ころです。

9ページの左側「5.年長の子どもや青年に対する
 自立支援について」です。黒ポチの一番下になりま
 す。「18歳以上の人の問題に対する相談や生活を支
 えていくために、こうした支援の中心的な役割を担
 う自立援助ホームを各都道府県に整備することが必
 要である」ということです。これも「子ども・子
 育て応援プラン」では21年度までに全国60カ所
 を目標として整備をしていくこととしています。

10ページの黒ポチの六つ目になります。年長児童
 に関して社会的自立を果たしていくためには、例え
 ば「進学を希望する子どもを支援する制度を検討す
 べきである。これについては「大学進学等自立生活
 支度費の創設」を平成18年度から行っています。そ
 れから「自立を目指す子供に対する資金の貸付制
 度を設けるべきである。また、こうした子どもに対
 する保証についても、現状の施設長による個人的な
 保証ではなく、制度的な対応を図るべきである」、
 これについては平成19年度予算(案)におきま
 して、身元保証人確保対策事業を創設するとい
 うことで、準備をしているということ
 です。

それから「6.社会的養護の質の向上」というこ
 ころでは、権利擁護ということになると思いま
 すが、11ページ黒ポチの二つ目、「発生した虐待に
 関する徹底した調査から改善までの指針の策定、地
 域内の児童福祉施設の協議会による相互監視など、
 児童福祉施設内での職員(里親世帯を含む)から
 の虐待あるいは子ども同士の暴力の発生予防や再
 発を防止する仕組みの活用と、

更なる方法の構築が必要である。これについては、全国児童養護施設協議会が今年の11月にチェックリストを作成して配布する等の対応をしているところですが、国においても権利擁護に関するいろいろな通知を出しているところです。

それからその下ですけれども、「子どもにとって最適な支援が行われるよう十分な実態把握・評価(アセスメント)が全ての年齢において行われる必要があり、児童相談所・福祉事務所や児童福祉施設は、子どもの入所後も継続してその実態把握・評価を的確に行うことが必要である」ということです。これについては、児童養護施設の最低基準の中に自立支援計画の策定を義務付けたということです。

それから11ページのいちばん下の黒ポチを見ていただきたいと思います。「研修については、専門性の向上に加え、連携の確保に配慮するほか、実践現場の要請を踏まえた質の向上が必要である。特に児童福祉施設の施設長については、施設のケアに与える影響の大きさに鑑み、配慮が必要である」というようなこと。とりわけ児童自立支援施設の施設長について、あるいは児童自立支援専門員等については、「その資質の向上とともに専門性の確保を図るため、児童福祉施設最低基準に規定する任用資格要件の改正を検討」しているところです。限られた時間ですので、ここに関する説明は以上とさせていただきます。

それから資料6「社会的養護の概要と実施状況等」は、全部で90枚くらいあって大変な量になりますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。この資料全般は基礎的なデータが中心になっていますが、里親制度です。里親制度は昭和23年に創設されたわけですが、平成14年に大幅な改正が行われ、専門里親と親族里親が創設されたということです。4の登録里親数等の推移を見ていただきたいと思います。昭和30年のところを見ますと、里親の登録数、あるいは委託児童数ともピークです。これが徐々に低下し、14年頃に底になっています。ただ16年・17年と、若干ですが、微増、増加に転じているところです。専門里親制度あるいは親族里親制度が創設されたということも反映されていると思います。

9ページ、専門里親の推移ですけれども、平成14年に創設されまして平成17年度現在、登録数が322、委託児童数が80ということになっています。

11ページ、専門里親は少し増えているということですが、親族里親、これは平成18年の3月31日の数字ですが、受託里親数が193で、子供の数は一番下に書いてあります314になっています。

12ページ、里親の委託率があります。これは全国平均が18年3月31日現在9.1%になっています。ただ全国的に格差があります。高い県、15番の新潟県は

29.4%、滋賀県が25%、低い県は1.5%という格差があります。

13ページ、これは里親委託率の推移です。昭和50年度から平成17年度までの数字です。昭和50年度は10%でその後徐々に低下して現在は若干増えていますが9.1%の委託率になっています。

16ページ、これは先ほど触れましたように里親支援事業でありますけれども、少し不足しているのが里親養育援助事業、ヘルプ事業です。この実施率が低いということです。

18ページ、乳児院の概要です。現在117カ所ありまして、入所率が大体80%ということになっています。右側、19ページを見ていただきますと、平成7年度から16年度までの児童数の推移が書かれてあります。おおむね横ばいで推移しております。

次のページ、20ページになります。乳児院の入所率・充足率でございますけれども、これもやはり地域によって格差がございます。既に100%を超えているという地域もございます。例えば新潟県、岐阜県、鳥取県は100%を超えている。これは平成16年度の数字でございますけれども、そういう自治体もあるということです。

続きまして22ページをお願いいたします。これはいわゆる入所理由です。養護問題発生理由別児童数でございます。真ん中辺りに父・母の精神疾患、これが合合わせますと14.9%。次にその下に父の放任・怠だ、母の放任・怠だでございます。さらにそのため養育拒否までを含めるとこれは20%を超えます。いわゆる虐待と思われるものが20%を超えている。入所時の入所理由です。

それから右側の23ページになります。理由別退所者数ですけれども、真ん中に他の社会福祉施設等へ転所がございます。これは主に児童養護施設に措置外になる。36.9%という数字になっております。

続きまして、24ページ。児童養護施設です。

隣の25ページを見ていただきますと、これも平成7年度からの児童数の推移ですが、これは年々増加しております。実数あるいは充足率とも増加しております。平成16年度における充足率が91.4%です。

26ページを開いていただきたいと思います。これは都道府県市別の入所状況の表ですけれども、入所率を見ますと、95%を超えている都道府県市が16ございます。また施設によっては100%を超えている所もあるという指摘もございます。

急いで申し訳ございませんが、続きまして28ページをお願いいたします。入所理由です。これも父母の精神疾患が8.2%。それから虐待関係、これを合合わせますと入所時において約35%になっております。

続きまして30ページをお願いいたします。平成16年10月1日の数字ですけれども、情緒障害児短期治

療施設は25カ所。現在は31カ所になっております。33ページをお開き願います。全国的に見ますと、このような設置状況となっておりますけれども、入所率が75%台です。

時間がございませんので、飛んでいただきまして、続いて37ページの児童自立支援施設の方を見ていただきたいと思います。現在、全国に58カ所が設置されております。国立が2カ所で、私立2カ所、あとは公立ということ。次の38ページを見ていただきますと、在籍児童数の推移でございます。右側の入所率、充足率を見ていただきますと、40%前後で推移しております。38ページになりますけれども、充足率が40%前後で推移してきているというのが、特徴でございます。

それから41ページ、平成9年の児童福祉法の改正によりまして、公教育が導入されるということになりましたけれども、実施率。現在公教育を導入している施設が32になっております。

それから43ページをお願いいたします。児童自立支援施設における家庭裁判所の決定による措置児童の割合ということで、入所経路です。二つのルートがございます。児童相談所から入所するケースと、家庭裁判所の審判を経て入所するケースもございますけれども、この数字では家庭裁判所からの入所措置が増えてい。平成15年度においては28.7%になっております。

それからその隣の42ページですけれども、伝統的な夫婦小舎制が減少しているということです。現在58カ所の施設のうち、21カ所が夫婦小舎制を採っている。多くの施設が交代制にシフトしているのが児童自立支援施設の特徴であります。

柏女座長

すみません。委員の議論の時間を取りたいので、かいつまんでお願いいたします。

佐藤専門官

わかりました。それでは、あとは同じようなデータが並んでおりますので、詳細については後ほどまたの議論の中で、ご説明等をさせていただきたいと思います。以上で資料のご説明を終わらせていただきます。

柏女座長

ありがとうございました。話の腰を折ってしまって申し訳ありませんでした。残りの時間が55分ございます。今の事務局からのご説明ですと、かなりタイトなスケジュールで、しかもスピード感を持って検討していかなければならないということでございます。そのようなこともありまして、この研究会では事前に各委員の皆さま方に、検討課題(案)についての考え方を

取りまとめいただいて、今日、皆さま方の席上に配付しています。今日は初回ということもございますので、各委員から、今日提示されました検討課題(案)につきまして、具体案も含めて忌憚のないご意見をペーパーに基づきながら紹介していただこうと思います。そしてこの検討課題(案)の論点をより幅広くしていこうと考えていますが、それによろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは今、この時間ですと、私も少し言わせていただければと思いますので、そうしますと7人の方です。1人5分ということでご意見の開陳をお願いしたいと思います。それでは50音順でやはり奥山委員からよろしいでしょうか。

奥山委員

トップバッターですね。この資料は夜中に作ったものなので、今読むとかなり抜けや誤字があり申し訳ありません。先にその辺をおわびしたいと思いますが、後で内容をお読みいただきたいと思います。時間が限られているということで、キーワードだけをお話をさせていただきたいと思います。それから、後で抜けているところを補いたいと思います。

まず、ほとんどの皆さんが一致しているように、社会が基本的に子どもの人権を守る、子育てを保障するというのがベースにあると思います。その中で今後どうなっていくのかということになりますと、先ほど来、量の問題、質の問題ということが言われておりますけれども、量の問題と同時に、非常に大きいのは、多様化ではないかと思。子どもの問題、あるいは子ども自身の多様化です。これまで述べられてきた虐待を受けた子どもの心理的問題はもとより、外国籍の方々も非常に増えてきており文化の問題があります。それから発達障害や、それから慢性疾患。例えば、我々の調査ではアレルギー疾患などは一般の子どもに比べて、要保護児童の方が罹患(りかん)率が有意に高いというようなこともあります。そういった疾患の問題もありますし、実際に困っている問題として、例えば透析をしている子どもたちが社会的養護が必要になったときに、入る所がないという問題も実際におきています。

それからもう一つ、調査の結果で言わせていただければ、乳児院に入っている子どもは子宮内発育不全の方々が多いということもあります。要するに、そういういろいろな問題を持った子どもたち、非常に多様な子どもたちが多いですし、これからさらに多様化していくのではないかと思います。それに対するこちら側のケアも多様にならざるを得ません。今、子どもの多様性を言いましたけれども、今度は養育の多様性もある。家庭が非常に多様化してきているという意味で、養育も多様化してきているわけですから、それを補う

社会的養護は多様化せざるを得ないだろうということがあります。子どもが多様化してきているから、一律に施設に合わせてケアをするというのではもう成り立ちません。前回から言っていることですが、テラーメイドのケアが必要になると思うのが一つです。後は時間がないので、資料に意見を書いてありますので、読んでいただきたいと思います。

ただ、一つ書き忘れていたことを付け加えさせていただくと、一時保護所の問題です。子どもが社会的養護に入っていく移行期の問題として、一時保護所、あるいは一時保護委託も含めてですけれども、そこでのケアが非常に重要だということと、それからその段階でのアセスメントも非常に重要になってきますので、一時保護所の問題も同時に議論をしていかなければならないだろうと思います。

つまりキーワードとしては、前回も小規模化ということもありましたけれども、小規模化だけではなくて多様化。いろいろな働き方ができる、いろいろなケアができるということ。そういう仕組みをぜひ考えていく必要があるでしょう。例えば今の時点で絶対にこれがいいという絵を書いたとしても、最近の社会の変化は非常に早いので、2、3年後には古くなっていくだろうと思います。ですから社会に合わせて変化できるような仕組みをつくっておかないと、必ず古くなるということが言えるのではないのでしょうか。先ほど来、前回の委員会でお話したことが、こんなふう施策に反映されましたと言っていたいただきましたが、現実の方が早く変化していて追いついていないという意識をどうしても持ってしまいます。現実に合わせて変わっていく仕組みというのが非常に重要ではないかと思いました。以上です。

柏女座長

ありがとうございました。それでは続きまして榊原委員、お願いいたします。

榊原委員

多分私1人だと思いますけれども、ペーパーを出しておりません。事務局の方のコピー忘れではありません。私は議論に参加させていただきながら、これまでいろいろところで、政治・行政・それから子育ての現場の人たちから聞いてきたさまざまな声などを反映し、思ったことを言わせていただく形でかかわらせていただこうと思って出していないのですが、基本的なスタンスとしては、社会的養護という言葉は非常にまだ難しいというか、耳慣れない、特にマスコミなどでもほとんど登場したことがない言葉。マスコミで登場したことがないというのは、政治家の頭の中にも入っていないと考えていいと思うのですけれども、この言葉が持つ意味を、子どもの育ち上げは社会全体の責任

であると、そういった体制をきちんとつくっていくことであると、自分なりには読み替えて考えていきたいと思っております。

一昔前まで、日本の子育ての伝統的なあり方はどうだったのかを調べていくと、農村共同体的な中にはそれなりの仕組みがあった。大きな家族・集落・地域共同体の中で、社会的な親のかかわりがさまざまな形で子どもの育ち上げにサポートとして提供されていたのに、それがことごとく産業・経済の形が変わり、社会の形が変わった中でなくなった。それを新たに再構築する議論だろうと思っています。例えば養護施設の現場などを伺ったりしても、今の子どもたちが抱えている問題というのは実はつい最近起こったことではなくて、2代目3代目の連鎖の中でさらに問題が深くなって起きている。そうした気付きに対する視点・取り組みも必要であろうということ。それから、これは子育て支援の中でさまざまに挙がってきているSOSの問題とつながっている問題であると私も認識しているのですけれども、つまり、どの親、どの家庭もリスクを抱えていて、自分たちだけでは完全な親子になるだけの力がなくなってきている。例えば親教育プログラムといったようなものも、議論されたり、検討されたりしていると聞きますけれども、親が親として育つための支援。その中でさらにいろいろな精神疾患や、経済的な困窮などのリスクを抱えた人たちに対しての特殊な、専門的な支えるプログラムといったようなことも必要であろうと思っています。

政府の方も最近は格差や再チャレンジなどの議論をしているけれども、養護を必要としている子どもたちは、再チャレンジの前のチャレンジのスタートラインに立てない状況にある子どもたちがすごく多い。18歳で社会に放り出されて、自分1人で道を切り開けるような子どもは、今の成熟した日本の産業構造の中では、ほとんどいないというところを、社会的に子どもたちの育ちを見ていくシステムの中でまだフォローできていないなど、社会の子どもを育ちを支えるシステムの方に足りないところだらけと見ています。具体的にはまたさまざまな形で議論に加わらせてもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

柏女座長

ありがとうございました。それでは続きまして庄司委員、お願いいたします。

庄司委員

もし5分になったら遮ってください。箇条書き的に考えたのですけれども、今後の社会的養護の基本的方向というところでは、やはり今もう危機的な状況にあると思います。その認識を共有することが必要です。先ほどのご説明にもありましたが、制度・対策はそれ

なりに進んできています。むしろ非常に早く動いている分野だと思います。しかし進んでいるという実感が持てない。やはり根本のところでもう少し対策を考えないといけないのではないかと思います。

それから(3)の社会的養護の理念の明確化ということでは、保護・養育・自立支援と言われていますが、欧米では継続性、パーマネンシー、アタッチメントという言葉が使われています。今の時点で家庭的養護優先の原則ということを出しているのではないかと。これはすべて里親委託にするというのではなく、すべてのケースについて里親委託の可能性を検討する。例えば援助指針を立てるとき、あるいは自立支援計画を見直すときに、里親委託の可能性を検討して、児童相談所・施設の職員に里親委託の意義を認めてもらうということが必要ではないかと思います。

それから施設の機能との関係で、施設体系を検討することが必要だと思います。

それから何よりも、やはりお金のかからない制度をつくるのではなくて、必要なお金をかけていくということが不可欠で、これは専門ではないのでわからないのですけれども、社会保障給付費の児童家庭分、例えば資料5の2ページの右下に関連予算の推移があって、増えているのですけれども、もともとが少ないのではないかと。それに関係して、コスト論と言っているのでしょうか。そういったことを考える必要があるのではないかと。医療経済学という分野があると思うのですけれども、福祉ではどうなのでしょう。例えば喫煙率を高めると医療費がどうなるか、そういった話があるわけですが、子どもの分野では、ケアにかかる費用と、社会的自立後のその人の状況によって、社会が担う経済的負担がどう変わるかを検討する必要があるのではないかと思います。具体的には施設と里親を比べると、ヨーロッパでは施設養育の方が3倍かかると言われています。ただこれにはソーシャルワーカーなどの間接経費も考えなければいけないのですが、もっと子どもに投資するということと、投資の仕方を考える必要があると思います。

それから2の拡充方策ですが、その二つ目の丸の将来予測を踏まえた社会的養護体制の整備のあり方で、多分、養護児童の増加は考えられると思いますが、今のままの施設、里親でいいのか。一つは入所型ケアと在宅ケアの中間的なケア。入所か在宅かではなくて、在宅の場合には例えば週1回のカウンセリングやプレイセラピーが行われればよいほうだと思いますけれども、通所型のケア、デイトリートメント、デイケアというあり方が、情緒障害児短期治療施設では通所が認められていますけれども、そういったことの充実が必要ではないか。それと奥山委員が一時保護所のことを言いましたが、短期集中ケアも、要保護児童はすぐ施設に、そしてずっとというのではなくて、保護された

時点で児童精神科、情緒障害児短期治療施設あるいは一時保護でのアセスメント、あるいは治療も含めていく。こういうケースを全部、施設か里親かということ、膨大な数になってしまうと思いますので、こういった中間的な、あるいは短期集中ケアで対応できる部分があるのではないかと思います。

それから大きい3の(1)です。多様化というお話がありましたけれども、里親のメリットの一つは、多様性に富んでいることです。ただ里親のパイが小さいという問題がありますけれども、いろいろな里親がいて対応できる可能性を持っていると思います。里親制度を拡充するために系統的な周知、それからやはり里親だけを増やすという考え方はそれ自体がおかしいのであって、地域における子育て支援を充実させていく中で里親も増えていくものだと思います。そういった意味では、ファミリーサポートセンター事業の充実が期待されます。この一歩先が短期の里親となるかと思えます。それから里親を増やすためには里親だけ増えればいいのではなくて、児童相談所が併せて充実していないと不調ケースが増えると思います。

それから次のページで、科学的根拠に基づくケアモデルです。今EBMということが言われていますけれども、福祉の分野がこれに追われ過ぎているのではないかと。例えば厚生科学研究でも、初年度から原著論文が幾つあるかということを知りたいのですが、それは医学モデルであって、福祉に合った研究の進め方を考えていく必要があると思います。EBMからプラクティス・ベースド・エビデンスへという言葉はどこかで読んだことがあるので、そのような発想が必要かと。それから自立支援については、フェアスタートということ提案したい。榊原委員がチャレンジすらできないとおっしゃいましたが、社会的自立に至る時点で、家庭に育った子どもとの格差があまりに大きいのではないかと思います。スタートする時点では、差がないような状態に持っていくことが必要ではないかと思えます。とりあえず以上です。

柏女座長

ありがとうございます。それでは松風委員、お願いいたします。

松風委員

私の方からは社会的養護を進めていくに当たりまして、構成する要素としては、親、当事者である児童、それからサービスを提供します施設、児童相談所も含めた行政、それから地域社会という構成要素があると思うのですけれども、それぞれの役割を責任を含めて明確にしていく必要があるのではないかと。特に行政の役割について、もう少し明確にする必要があるのではないかと考えております。それはいわゆる措置

に絡む議論でもありましょうし、また児童の権利行使をどう保証していくのかになるうかと考えています。それともう一つは、社会的養護につきましては、個別支援計画に基づいて、それぞれの個性に対応できるような専門的対応をするということになっておりますけれども、それを具体的にどう進めていくのかといった、いわゆる方法論も含め、体制論・組織論も議論すべきではないかと考えています。

それともう一つは、児童の権利擁護のための公正な執行や客観性の担保でございます。一つは児童養護施設の閉鎖性や、施設の独善制への対策をどうしていくのかということ、一つは先ほど言いました行政の役割がここに非常に大きく関与するものであると考えています。児童相談所自身のアドボカシー機能の発揮、それと施設への提供といったようなこと、それからこれはよく言われていることですが、子どもの主体的活動の場。あと第三者性の担保というところで、今、社会福祉法では、各施設における第三者機関の設置や運営適正化委員会の設置で対応することになっておりますが、社会的責任を持って児童を養育していくというシステムの中にあっては、もう少し積極的な対策が必要なのではないかと考えております。例えば行政の監査機能の中に第三者性をどう入れていくかといったようなことを考えなければならないのではないかと考えております。それはどういうことかと申しますと、監査機能といいますのは、行政が監査機能を行いますと施設の運営や職員の設置に目が行くわけでございますが、処遇内容そのものについて、どのように監査機能を発揮していくのかというシステムが必要であろうと。そのためには専門性の高い第三者が必要であると考えております。もう一つは児童相談所への権限集中。これは私は行政の一つの窓口として、児童相談所に権限集中するのは仕方がないことだと思っておりますけれども、それに対する公正性の確保のためのシステムをどうしていくのか。虐待対応が増えて参りますと、いわゆる上級庁への苦情の相談や、不服審査請求が非常に増えて参ります。その中で法的対応について齟齬がなかったかといった側面からの審査はいたしますけれども、処遇内容等、権利擁護が必要ではなかったかどうかといったような側面からの審査ができるようなシステムがいるのかなと考えておまして、それも検討したいと思っております。

あと、児童養護施設に期待するケアの範囲はどこまでなのかということについての議論が必要かと思っております。大阪におきましては、児童養護施設の中に入所しております知的障害児、軽度の子どもたちですけれども、20%に近い状況になっております。児童養護施設から養護学校や養護学級に通っております、さまざまなプラスアルファの支援が必要な状況が生まれております。

それからもう一つは、先ほど奥山委員からもご発言がございましたが、児童で慢性疾患を抱えている、または医療的ケアが必要な子どもたちの入所がございまして、大阪ではいわゆる以前の虚弱児施設がそういう子供たちを中心にケアしておりますけれども、虐待が今のような状況で増え、かつ医療的ケアが必要であっても家から離さねばならない子どもたちに対して、どういうケアをしていくのか。それは一般的な児童養護施設でどこまでできるのかといった問題。それは同じように乳児院でも起こっております。頭蓋内出血の後遺症を抱えた乳児の入所。それから鼻腔栄養をしていたり、医学的な経過観察が必要な子どもたちが非常にたくさんおります。この子どもたちへのケアをどうするのかということと、併せて幼児の時期の個別対応については積極的に進めていく必要があるのではないかという意見を持っております。

もう一つは社会的養護拡充の方向について、小規模化や、家庭養護に近づいていくということが議論されていく方向については、そのように行くのだろうと思っておりますが、そのときの専門性の担保といいますが、子どもたちは小集団になればなるほど、自分が抱えている心の問題を非常に表面化させて参りますので、そのときにどのように対応できるのか。小規模化すればするほど、バーンアウトしたり、施設そのものが崩壊してしまうような状況が生まれてくることについてどう対応するのかについては、非常に重要な問題だと思っております。

それからさまざまな加算がなされておりますが、本当に個別で多様な子どもたちに対して、どれぐらいのコストをかける必要があるのか。人件費加算という形や、さまざまな加算方式はあるわけですがけれども、それをトータルに見て、どれぐらいのコストをかけていくかという計算といいますが、考え方の整理をする必要があるのかなど。それは多様な子どもに応じて必要だと思っております。

あとは職員の問題です。児童自立支援施設のところで議論になるうかと思っておりますが、児童養護施設も含め、生活を支援するという特性から、要するにサラリーマンのように勤めるといった業務形態とのギャップが非常にあります。これをどう埋めていくのかといったことについて、非常に議論をしないといけない。従来の、子どもが好きだから、子供のことを何とかしたいといけないという責任感といいますが、そういうことに期待しての社会的養護はもうこれからはなかなか難しいのではないかと考えております。以上です。

柏女座長

ありがとうございました。行政の視点から、かなり貴重なご提言、論点をいただいたと思います。それは西澤委員、お願いいたします。

西澤委員

西澤です。私はいつもこういう委員会ではペーパーと言われても出す暇がなくて出していなかったのが、今回きちんと出したということは、いかにこの委員会を重要視しているかということ、まずそう思っていたらなければありがたいと思います。

もう一つ、今回はいつもに比べて楽だと思うのは、今のままでは社会的養護が無茶苦茶なるという委員のコンセンサスがあるので、私としても非常に議論に参加させていただきやすいと思います。5分というのは非常に短いので、私の考えは主なものしかピックアップしていませんけれどもペーパーを見ていただいたらと思います。これについては少しだけ後で言いますが、その前に最初に出された要保護児童の将来予測については誰も何も言っていないので、これは非常に難しいと思います。要するに目的変数を社会的養育を受ける子どもにして、説明変数として、例えば子ども一般人口、離婚数、SESのばらつき、通報数など、いろいろな説明変数をつっ込んで方程式が出せるか。それは共分数なり何なりを使うのだらうと思いますけれども、厚生労働省の関係としては、確か人口問題研究所というのがそういうことを主にやっていたらいいのではないか。もちろん問題意識としては私も持ち帰りますけれども、私たちに期待するよりは、社会動態のプロにも少し参加いただければいいのかなと思いました。

それから私の書いたものは読んでいただくと十分わかっていただけるのではと思うのですが、一つは例えば子どもたちの心理的なケアのニーズが高くなってきていると言いながら、では心理職員を置こうみたいな形で、治療そのものが子どもたちにとって心の傷をケアする、いわゆる私たちが言う治療的養育ですけれども、そういった治療的養育がいまだに言葉だけで実際の中身は確立されていない。いまだに孤児院時代のケアを引きずっている。それが先ほど松風委員が言ったことにも関連している。小規模化したときに子どもの心の問題があふれ出してきて、どうしようもなく、そこで逆に施設内虐待が起こってしまったり、あるいはバーンアウトが起こる。ということで、治療的ケアというか、養育をどう確立していくかが、まず非常に大きなテーマだと思います。

小規模化はいいのだらうと思いますし、これも松風委員が言っていたように、今後も小規模化の傾向は続いていくと思いますが、皆さんにない私の利点としては、実際に児童養護施設の職員を今やっている。非常勤で勤務している。国立大学の教員がそんなことしていいのかという指摘があるかもしれませんが、それは置いておいて、そういうことで実際に私の感覚でやると、6、7人の小舎性なり、グループホームをきちんと運営していくためには、大体子ども1.5人に職員1人

の配置が必要になるのです。今の全国平均は知りませんが、5年前の全国平均は児童養護施設は3.9対1だったと思います。子ども3.9人に大人1人で、それでやれと言われても小舎性もグループホームも回らないです。数が多くければいいというわけではないですけれども、やはりそういった労働力の担保が絶対に必要になる。すべての施設にそれができないとしたら、それを一種のインセンティブにを使って小舎性を進めていく。とにかく私が思うのは、一律にやるのはもうやめましょうと。奥山委員が何カ月か前に福祉特区をつくれと言っていたと思うのですが、そういう発想で一律にやりますというのはもう無理だと思った方がいいのではないかと考えています。

それからもう一つは今の施設での問題として、これは本当に感じるのですが、この中には学校との連携と書いていますけれども、むしろ施設の子もたちが学校でパニックを起こして大暴れして、人にけがをさせたり自分自身がけがをしてしまって、学校から追放されてしまう。要するに登校停止、出校停止処分になってしまうということが相次いできていて、私がかかわっている施設でも、小学校の2、3年生で1学年に3人くらいそういう子どもがいる実態にもなっています。つまり学校自体が虐待を受けた子どもや、今は虐待だけではなくて一般家庭の子どももそうかもしれません。抱える力がないという状況の中で、やはり通所機能をどこかで戻さないといけません。この説明の中には、通所プログラムは情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設でありますと書いてありますけれども、私を知る限り、今の情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所プログラムというのは、本来の通所プログラムではないと思います。通所プログラムというのは、例えば学校の時間割みたいなものがあって、心理教育やグループワーク、グループ療法、個別心理療法が時間割のように設定されていて、子どもが日中過ごす。つまり自分の問題を解決して、通常の学校に戻っていけるような、そういうのを通所プログラムと言うのです。情緒障害児短期治療施設のときには概念だけがアメリカから入ってきて、実際にはその中身としては全然やられてないというのが実態だと思います。私も情緒障害児短期治療施設の職員を5年やりましたので、自信を持って言える。そういう通所という枠をどこかで本当に考えていかないと、施設で不応を起こし、学校からも追い出される子どもたちが、いかに増えるかということがあると思います。

それから時間があと1分ほどしかないと思いますが、里親についてです。これも制度的なことは庄司委員の方が専門なのでお任せをすることで、私は今、東京の社会福祉法人の子どもの虐待防止センターにかかわっています。子どもの虐待防止センターでは、里親のためのサポートグループをやっています。FCG(里親と

子どもの関係を考える会)というのですけれども、要するに虐待を受けて大変な状態の子どもを抱えた里親をサポートするグループワークです。直接にはかかわっていないのですが、その内容を見ていると、ものすごい虐待の激しい子どもが里親措置になっているというのは事実だと思うのです。それを里親研修や相談でサポートできるかということ、実際にできていないものが、あまり表に出ませんが里親による虐待という事件として現れてきている。

もう一つ、私が子どもの虐待防止センターでやっているのは、子どもと施設職員の関係を強化するため、つまり愛着という問題に注目して、そのための治療プログラムを提供して2年目になります。これは言うておきますが、共同募金会の研究委託事業ということでやらせてもらっていますけれども、その中にも里親のケースが入ってきます。里親あるいは養子縁組したケースで、虐待の子どもということで、15週間通ってきてもらって、私たちの方でプログラム提供をします。それである程度の効果が出てきていると思いますけれども、そういう取り組み、相談支援というのではなく、もっと積極的に里親なり、これは施設の子どもも一緒ですけれども、治療的介入をするというような試みが必要なのではないか。5分になったのですが、あと1分だけいいですか。

いろいろなことが気になっています。この数字を見たときに、本当にこの資料を読み込ませてもらわないといけな。例えば情緒障害児短期治療施設の充足率を見たときに、すごく低い所、一番低い茨城は何があったかわかりませんが、他は大体軒並み、長野、岡山、仙台は他の理由なのですが、名古屋、京都、これはみんな老舗なのです。つまり初期からあった公立の情緒障害児短期治療施設、そこがすごく充足率が低いということはどう読むか。あるいは子どもの進学に関しては、先ほどおっしゃったように入学金などの援助をいただいたのはあるのですが、もう少しそこで指摘された項目に、こんなことをしました、こんなことがありますというのではなく、もっとストラテジックに考えられないか。つまり子どもの大学進学率が低いのは、例えば児童福祉法が基本的に18歳までしかカバーしないから、その後子どもが放り出されるというのが一つありますよね。それから実際に子どもたちに学習意欲がないから学力低下の問題が当然ありますよね。あるいはモデルがないのです。自分たちの中で、例えば大学に進学ができるということが見えていない。考えると、例えば私がかかわっている施設では、4年制の昼間の大学の進学をサポートし、かつ、その子どもを施設の持ち出しで施設の敷地内の昔の寮を利用して住まわせているのです。それを見た子どもたちが自分たちでも行けると、発想が変わって頑張る子どもも増えてきている。それは一つの例ですけれども、要す

るに大学進学率を伸ばすために、この事業をやりましたというのでは、あまりにもこの委員会としてはお粗末で、もっとパラダイムを変えるというか、ストラテジックに考えていく。ものすごく遠い課題もあると思いますが、それを今出しておくというのが、先ほど奥山委員が言ったように、時代の方が追い越していくということに対する一つの予防策かと。一例ですけれども、あとはこの資料を読み込ませていただいて、何を意味しているのかをもう少し私としては洗いたしたいと思います。すみません。2分超過しました。

柏女座長

ありがとうございました。それでは山縣委員、よろしく願いいたします。

山縣委員

山縣です。各委員のご意見を伺っていて、あるいはレジュメの書き方を見て面白いと思ったのは、関東の人は大体議事次第通りに項目を丁寧に答えておられる。関西の人は本当に自分の書きたいことだけを書き、しゃべりたいことをしゃべると。できるだけそうならないように頑張ります。

1点、この資料の説明をいただいている中で、私の頭の中には従来こういう枠組みで話をするときには、母子生活支援施設を必ず入れて議論していたと思います。今回、何か途中から抜けている気がします。今度の考え方ではそういうことがあるのかどうか、後でお聞かせ願えたらと思います。

私の方は既にレジュメを提出しております。特に各委員の意見に反対することは全くありませんので、重複しない部分を少しだけお話をして終わらせてください。前段はいろいろと自分の認識を書いておられますけれども、要は検討の方向ということで、2ページ目になります。

今まであまり出てこなかったところ、あと座長の方を見たら座長の方に相当重なっている部分があるのですけれども、一つはいわゆる施設事業が都道府県、指定都市を中心にやりながら、在宅事業を市町村でやっている。そこで十分な連携が取れていないと思われる。

とりわけ子ども・子育て応援プランで、在宅サービスのところを市町村に書いてもらおうと、ほとんど施設に相談されずに書かれるものですから、非常に現実的ではない数字が出てきたり、制度をよくご存じないままに通知だけのものを見て、施設の状況を考えないで書かれているところがありますから、その辺の関係をもう少し丁寧に仕掛けていくようなものを考えていく必要があるのではないかとというのが1点です。

2点目は里親に関してさまざまな意見がありまして、なるほどと思って聞いていたのですけれども、私の方でも少し自分なりの思いがあります。大阪の方で

家庭養護促進協会という里親・養子縁組等を啓発している機関の理事をさせていただいておりまして、そこで感じていることの 하나가、なかなか進まないのです。今の時期、ちょうどチャンスかと思っているのが退職団塊世代の方々、そういう人たちの10年間の社会貢献の仕組みをつくればどうかと。60代活用という、70歳になったらもういいというところがありますけれども、これは小さい話ですけれども、その辺を何か仕掛けてみたいと。そういう世代論が世の中で起こっているわけで、そこを福祉の、児童養護の場面でも考えることができるのではないかとというのが二つ目です。

それから3点目は、下から三つ目の黒丸になりますけれども、要保護児童対策地域協議会です。法が変わり、努力義務とはいえ、結構設置が進んできているのではないかと。ただ、やはり形式的な設置に終わっている部分が結構ありますので、その辺りを活性化・強化することによって、予防からアフターケアまでの仕組みができる可能性がある。そこを実際に動かせるような仕組み。今さまざまな資料が国の方から、あるいは県の方から出されておりますけれども、まだ市町村では十分、了解を得られていないような気がするという点です。

その次ですけれども、これは一部の委員から出ておりましたが、下の二つです。同時にいきましょう。権利擁護問題ということに関連して、一部の委員から出ておりましたけれども、やはりここだけは重複をしてお話しさせていただきたいと思えます。大きくマスコミ報道されたかどうかは別にして、大阪でも各種の施設内での人権侵害事件が連続している。全国的に言ってもかなり深刻なものを含め、連続しているわけですけれども、そこで第三者委員がよく機能していない。一気に児童相談所の問題になっている。本来は第三者委員があり、運営適正化委員会があり、児童相談所があるという構造になっている気がするのですが、一番スタートのところの第三者委員がほとんど機能していない。これは結局意味があるかどうかということさえ、私は考えざるを得ないのではないかと。形式的に置くのか、実質化して施設単位ではなく地域そのものに置いていくのか、その辺を考えざるを得ない状態にきているのではないかと思います。それに併せて検証制度のようなものもやはりつくるべきではないかという気がしています。

最後に、書いていないところなのですが、あと二つです。あと1分ですね。あと二つありまして、1点はこれも話を聞いていて、私も書き込んでいないのですが、下に図が少し書いてありまして、実はこの外に外部機能をもっと活用する必要があるのではないかと。医療が必要な子どもについては病院で扱うと誰もが思っているわけですが、治療と呼ぶかどうかは人によって流派があると思えますけれども、心理的

なかかわりが必要なときに、今我々がやってきた試みというのは、心理的なスタッフ、心理職をどんどん中に抱えることばかりをやってきた。もっと外部で使うという、そういう内部の人たちの心理的なかわりと、外部の専門的な心理機関を使うような、それもはっきりと位置付けることが可能ではないかというのが1点です。

それから最後になりますけれども、これも普通の方から言われていて、一時保護のことがありました。若干視点を変えて言いますと、私の方では一時保護という名称そのものに若干こだわってしまっていて、まるで簡単にポンと一時的に預かっている場所のイメージになっていますけれども、西澤委員も言われたようにアセスメントの機関ではないかと思えます。そうすると今、一時保護所がいっぱいである、あるいは偏在をしているといいますが、県に1カ所しかないということで、結構地域によっては安易な委託一時保護が進められているような気がする。アセスメントを無視したような、単純に施設にポンと短期間預かっておいてという、その辺りも検討する必要があるのかなと今考えています。以上です。

柏女座長

ありがとうございました。1人当たりの時間を制限させていただいて、本当に申し訳なかったですけれども、ご協力をいただいて私の発言の時間を少し残していただきましたので、私も委員の1人として意見を述べさせていただきたいと思えます。

お手元に3枚綴りのペーパーを用意させていただいておりますけれども、基本的に社会的養護の基本方向で委員からご意見が出なかったものだけを申し上げたいと思えます。やはりコスト論の中で、コスト論全体をどうすべきかということはありませんけれども、財政格差の問題です。つまり里親や自立援助ホーム、そして施設。それぞれの社会的養護サービスの間で財政格差が見られている。その問題について、やはりしっかりと伝えていかなければならないのではないかと思います。

それからもう一つは、これはもう委員からのご意見の中にありましたけれども、やはり家庭で暮らす子どもと施設・里親の元で暮らす子どもとの格差是正。これはフェアスタートということで庄司委員がおっしゃいましたが、まさにこれは非常に大事なことだと思います。さらに山縣委員がよくかかわっていらっしゃるかもしれませんが、在宅サービスとそれから施設サービスの格差の問題。これらについても考えていかなければいけないと思えます。さらに山縣委員がおっしゃいました市町村と児童福祉施設や里親との結びつきを強化していかないと広がっていかないと考えています。

それから社会的養護についての量的整備、需要量予測の関係です。もちろん西澤委員がおっしゃるような、さまざまな要因を入れて科学的に検討することも大事だろうと思いますけれども、私は今、千葉県で将来予測の議論をしておりますけれども、それは要保護児童の伸び率など、そうしたものを踏まえて、そして子どもの減少率、増加させる要因と減少させる要因を幾つか組み合わせ、仮説的に出していくことはある程度可能なのではないかと考えています。

それともう一つは、需要予測をしなければいけないというのは、児童養護施設への入所の仕組みがいわゆる職権保護という制度になっていて、保育所などのような待機児童問題が生じる仕組みになっていないということが一つ言えるのではないかと思います。そのため供給量がかなり大きな影響を与えていると。できたら資料を作っていただければと思いますが、例えば各県ごとに児童人口分の施設入所児童数というものを輸出していただきますと、恐らくそれは、たとえば、子ども虐待の発生件数よりは、それぞれの県における児童養護施設や乳児院・里親等の社会的養護の供給量に大きく相関するのではないかと。つまり供給量が多ければ入所している子どもが多い。そうでなければ少ない。このような現状、つまりこれは供給側に左右されていることを示すわけですが、こうしたことが起こっているのではないかと考えています。これらについての議論が必要なのではないかと考えています。

その他の各論については、皆さま方のご意見とほぼ重なっています。

それから専門職の議論についてですけれども、今、介護福祉士が国家試験導入ということで法案が検討されていると伺っておりますし、それから幼稚園の教諭を含む学校教員については、免許資格の更新制が議論されていますが、児童養護施設の主力専門職である保育士については何らの検討も行われておりません。国家試験も免除されておりますし、資格も更新がないということを見ると、この保育士資格の問題、資格そのものの再編成も含めて専門職論議の中では議論をしていかなければならないのかなと考えています。

最後に構造的な問題にもやはり触れておかなければならないと思います。今この社会的養護の問題について、先ほど山縣委員から都道府県と市町村が分かれているというお話がありましたけれども、それと同時に成人と児童でも利用のあり方が全く変わっている。それから障害であるかそうでないかで、また利用のあり方が去年の10月から大きく変わっている。そうしたそれぞれのサービスの分担の問題をどう考えていったらいいのか。これは先送りになるかもしれませんが、私たちの念頭には置いておかなければいけないことではないかと思いました。私はそんなことを感じました。

時間があと5分になったのですが、先ほど山縣委員から今後の進め方の点で、母子生活支援施設の問題についてはどうしたらいいのかというご質問がございました。その他に今後の進め方についてのご質問はございますか。もしありましたらそれを出していただいて、一括して事務局の方でお答えいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。それでは今の件について、事務局の方でのお考えをお示しいただければありがたいのですが。

藤井家庭福祉課長

当然のことかもしれませんが、特段、母子生活支援施設を議論から排除するという意図は全くございません。そこは委員の方のご意見に従いまして、もし検討課題の中にながしか入れ込んだ方がよろしければ、それはそうさせていただきますと思います。

柏女座長

ありがとうございます。山縣委員、そうしましたら母子生活支援施設関係の資料も次回はあった方がいいということでしょうか。

山縣委員

私はただどうこうしてほしいのではなく、なぜ抜けているのだらうという素朴な疑問を持ったのです。絵を見ても出てこないし、ヒアリングの対象を見ても出てこないし、なぜだろうと、それだけのことだったので。

柏女座長

あった方がいいかもしれませんね。

山縣委員

基本的には今までやってきたものなので、やはり含めた方がいいのではないかと思います。ただ親子でセットでいるという部分で提供の仕方が若干違うので、今までも正直に言うと、過去の提案を見ても、母子生活支援施設の場合は少し中途半端になっているところがあります。だから集中してコアなところでやるのも考えられるでしょうし、少なくとも業界に対して説明がいるのではないかと。

柏女座長

それでは恐縮ですが、それについてはご用意をいただけますでしょうか。

西澤委員

一ついいですか。

柏女座長

はい、西澤委員。

西澤委員

それは基本的に賛成ですけれども、ただ母子生活支援施設が子どもの福祉施設であるというのは、結局母親を支える施設ではないということです。もともと仕組みとして、子どもの保育をして母親が働けるようにするという施設で、母親に援助ニーズがあると思っていない。だから児童福祉施設なのです。本来、今の実態としては女性福祉施設になっているはずなのにという、その辺のことも、もし可能であればこの中で本当に今の施設分類がいいのかということも含めて議論しなければいけないのではと思います。

柏女座長

ありがとうございます。児童虐待とDVの関連もかなりあるということですので、母子生活支援施設も視野に入れながら考えていきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。

それでは次回は来週ですけれども、これだけは資料があったらうれしいなど、あったら言っていただけますか。榊原委員どうぞ。

榊原委員

ここにいらっしゃる私以外の方は、個人的にそういうことには習熟していらっしゃるのかもしれないですけれども、同じような産業構造、暮らし方の転換を日本より若干早く経験しているような、いわゆる“先進国”と言われる国の中で、虐待が起き、離婚が一般化している中で、子どもたちの支えを、または親の育ちの支えをどうしているかというところで、かなり参考になる事例があると私も仄聞するものが幾つかあります。そういった中で、今回の議論の参考になるような素材を可能なところで提供していただけたらありがたいと思います。

藤井家庭福祉課長

了解しました。実は今日も、海外の事例もできるだけまとめてお出しできれば良かったのですが、なかなか私どもの情報収集力の足りないところがありまして、どこまで役に立つようなものが出せるかどうかわかりませんが、精一杯のものを出させていたきたいと思います。

柏女座長

他にはございますか。よろしいでしょうか。

それでは時間も参りましたので、今回、事務局の方で出していた検討の論点案に対して、さまざまな論点をご提示いただきましたので、それらも含めて、次回は少しフリーなディスカッションをしていければ

と考えております。できましたら事務局の方で今日出た意見、ここで発言できなかった部分、つまりペーパーの意見なども落とし込んで、論点の整理をしたペーパーのご用意をいただけるとありがたいと思います。それを踏まえてどのことを優先的に議論していくのか、あるいは少しメリハリを付けてやっていかなければならないものではないかと思っておりますので、そういった議論も含めてやっていきたいと思っております。次回の日程等につきまして、事務局の方で何かございますか。あるいは総務課長にずっと聞いていただきましたけれども、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

香取総務課長

ありがとうございました。家庭福祉課長が自信を持って勤めるだけのことはあって、大変素晴らしいご意見をいただきました。期間は短いのですが、ぜひ集中的に議論ができればと思います。

それで、先ほど母子生活支援施設の話もありました。実はこの検討項目にあまり明示されていないのですが、先ほどの議論の中にもありましたが、里親ということも含めて、全体の制度の体系や施設の体系をどのように考えるのかということ、このように一つ一つ議論を積み重ねていくと、恐らく最後はそういう話になると思うのですが、その議論を、ぜひ何らかの形で方向性がいただければと思っています。

私はこの分野は素人なのであまり立派なことは言えないのですが、一つは、一人一人の子どもに対する個別のケアの形をどうするか。あるいはテクニカルなことも含めてのケアのモデルをどう考えるかという問題と、それを社会的なシステムとして提供するとき、どういう体系でものを考えるのかというのが多分一番基本になるような気がします。

それと、先ほどお話があったように、教育や医療との関係をどのように社会とつなげていくかということになると思うので、機能の問題。もう一つは、しっかり施行して施設の体系やサービスの組み立てはどういう形になるのかが固まると、制度的な枠組みや人の話、ファイナンスの話などがそこから展開できることになると思うので、ぜひそのところを、どこかの時点で少し議論していただければと思います。

佐藤児童福祉専門官

それでは日程です。大変タイトな日程で恐縮ですが、来週2月9日金曜日の午前10時~12時を予定しています。場所は、本館17階の第21会議室です。それと、委員の先生方には大変お忙しい中恐縮ですが、3月の予定としましては、3月2日金曜日、それから16日の同じく金曜日、それから22日の木曜日です。もう一度繰り返します。3月2日金曜日、16日の金曜日、22日の木曜日。これで調整をさせていただきたい

と思っています。時間は、先生方にいただいたところで合わせておりますので、また改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

藤井家庭福祉課長

大変詰まった日程で申し訳ありません。委員の先生方の日程をお伺いしますと、なかなか皆さま全員にご出席いただくのは至難と申しますか不可能でございます。正直3月中に全員がそろう日は全くありませんでした。これはやむを得ないことですので、できるだけたくさんお集まりいただけたところでヒアリングをセットしたいと思います。

それから、4月以降は本格的な議論になりますので、すぐにでも日程を確保させていただき、4月以降は皆さま方のお集まりいただけたところで議論いただければありがたいと思います。

それから、次回以降ですけれども、先ほど座長からもありましたように、私どもも今日の委員方のご意見を踏まえて検討課題(案)を改めて整理したいと思いません。

先ほど山縣委員から東京と大阪の委員の違いなどが出ましたけれども、実はこれをつくっている私は、もともと大阪人でございます。私もかなり自分の思いで書いているところがあるかもしれませんので、ぜひ検討課題(案)の方も「もう少しこういう項目を加えた方がよいのではないか」など、具体的なことがありましたら週明けにでもいただければありがたいと思います。

それから3月のヒアリングですが、先ほど説明を飛ばしたのですが、お手元の資料4に「ヒアリング候補(案)」を出しています。基本的に関係団体の皆さまにお越しいただいてと思っていますけれども、他に「こういう方をヒアリングにお呼びすればよいのではないか」というご意見がありましたら、こちらの方もできるだけ早めにいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

柏女座長

ありがとうございます。今日はご欠席でしたが、吉田委員からも資料・コメントの提供をいただいていることをご報告申し上げたいと思います。

それでは今日はこれにて終了させていただきたいと思います。各委員におかれましては、年度末のお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。これからもよろしくをお願いします。

(照会先) 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課措置費係
03-5253-1111 (内線 7888)